

貨物概要

海棲ポリプの石灰石の未加工の骨格で、通関後、身辺用細貨類に使用するもの。

関税率表第 0508.00 号は、

- 1 「さんご」
- 2 「その他のもの」

に細分されている。

本号細分 1 の「さんご」には次のものが分類される。

- イ．加工していないもの
- ロ．外殻が除去されたもののみのもの
- ハ．単に切断して整えたもの

CORAL REEF ROCK は 25 類。

(注) 細分 1 の「さんご」には花虫綱八放サンゴ亜綱サンゴ科に属する腔腸動物で、一般に細工用その他装飾用に使用される通常本さんごと称される赤さんご、桃色さんご、白さんご、紅さんご等が分類され、細分 2 の「その他のもの」には一般に細工用その他装飾用品等に加工できない花虫綱六放サンゴ亜綱の石さんご等が分類される。

ワシントン条約規制対象(例)

- | | |
|-----------------|------------|
| ・角サンゴ(クロサンゴ)目全種 | ・サンゴモドキ科全種 |
| ・石サンゴ目全種 | ・アオサンゴ科全種 |
| ・アナサンゴモドキ科全種 | ・クダサンゴ科全種 |

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります(関税法第 4 条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属(分類)となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)